平成２８年（フ）第３４号
岡山市北区青江３丁目11番11号１番館101号
債務者　長野　恵実
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８４４号
大阪府豊中市島江町１丁目３番１―203号
債務者　上木　隆広
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７９８号
大阪市淀川区野中北２丁目１番27―415号
債務者　入佐　幸男
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８５８号
大阪市大正区三軒家東１―15―２　カーサ木津306、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町淡輪3743番地の11
債務者　髙瀬　隼矢
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４号
長崎県佐世保市折橋町15番９号　リッチフィールド門207、前住所長崎県諫早市西栄田町711番地　ハイツ吉岡Ｃ棟201号
債務者　佐藤　健二
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
長崎県佐世保市御船町16番20号、前住所長崎県佐世保市相浦町901番地３　フドーザキュービック401
債務者　圓田　悦子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
静岡市駿河区豊田３丁目５番47号　羽衣タクシー株式会社（内）
債務者　河内　孝雄
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９９３号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目17番35―501号
債務者　正村　勇気
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９号
神奈川県大和市大和東３丁目３番18号　ハイムホンマ101号
債務者　高橋　博文
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９２号
横浜市港南区笹下５丁目18番27号
債務者　鵜殿　正明
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６７号
横浜市港南区上大岡東１丁目33番11号　パルセ上大岡202号
債務者　前田　竜哉
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３号
北海道根室市花園町９丁目11番地
債務者　西尾佳小里
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中更正

平成２７年（フ）第２２０２号
札幌市南区南沢５条４丁目１―24　コーポ多田105号室　小長谷方、住民票上の住所札幌市中央区南11条西１丁目５番16―717号
破産者　横尾　英昭
1　主文　当裁判所が平成28年２月19日午前11時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「札幌市中央区南11条西１丁目５番16―717号」とあるのを「札幌市南区南沢５条４丁目１―24　コーポ多田105号室　小長谷方、住民票上の住所札幌市中央区南11条西１丁目５番16―717号」と更正する。
2　決定年月日　平成28年３月７日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２７年（フ）第５６５号
最後の住所　千葉県習志野市袖ケ浦３丁目３番１―506号
破産者　亡丹野愛子相続財産
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４９号
千葉県佐倉市上志津944番地１　トップビレッジＢ―２、登記簿上の本店所在地北海道上川郡東川町西７号北36番地
破産者　有限会社風花北高原
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部